

忘れずに納めましょう！

# 個人の市民税・県民税・森林環境税

令和8年度の市民税・県民税・森林環境税(\*)の納税通知書を6月10日(水)に発送します。課税内容や納付方法などを確認し、期限内に納付してください。

☎市民税課 ☎(632) 2233

ID 1003611



▲市HP  
「個人市民税」

ID 1003657



▲市HP  
「納税について」



## 普通徴収

(納付書または口座振替など)



事業所得、不動産所得  
などがある人

特別徴収（給与からの徴収や年金からの引き落とし）以外に納める税額があり、口座振替を申し込みにしていない人には、納税通知書および納付書を送付します。

納付書が届いたら、納期限までにキャッシュレス決済（下の記事参照）を利用して納付するか、市役所・各図書館の窓口、コンビニエンスストアや金融機関で納付してください。なお、口座振替をすでに申し込みしている人には、納税通知書のみ送付します。

### キャッシュレス決済で市税を納付できます

口座振替やスマホ納付、クレジットカード納付などのキャッシュレス決済で、安心、便利、手軽に市税の納付ができます。また、口座振替はWEB申し込みも可能です。

各納付方法で利用できる税目や注意点など、詳しくは、市HPをご確認ください。

ID 1029291



▲市HP

口座振替  
について

ID 1035648



▲市HP

WEB  
申し込み  
について

### QRコードを使った手続き方法

▼スマホ納付 納付書を準備し、共通納税対応アプリで納付書のQRコードを読み取ると、納付が可能です。

ID 1034177



▲市HP

▼「地方税お支払サイト」での納付 「地方税お支払サイト」にアクセスし、手続きができます。クレジットカードやペイジーなどで納付が可能です。

ID 1030282



▲市HP

☎納税課 ☎(632) 2224

## 特別徴収

(給与からの徴収や年金からの引き落とし)



給与所得がある人

給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、給与支払者（会社など）が、6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から徴収し、納税者に代わって納めます。



年金所得がある人

65歳以上の人の年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、年金支給時に年金の支払者が、年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。

なお、65歳未満の年金受給者で、会社などに勤務する人は、原則給与から徴収します。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。

### ■納付方法

▼令和7年度から引き続き、年金から引き落としされる人（継続）

納付方法	年金からの特別徴収（引き落とし）全6回					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	令和9年2月
税額	令和7年度の年金所得に係る税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に引き落とし			年金所得に係る税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、令和9年2月に引き落とし		

▼令和8年度から新たにまたは改めて、年金から引き落としされる人（10月開始）

納付方法	普通徴収		年金からの特別徴収（引き落とし）全3回		
	納付・徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月
税額	年金所得に係る税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付		年金所得に係る税額の残り半分の額を、3回に分けて10・12月、令和9年2月に引き落とし		

\* 森林環境税は、森林整備などに必要な地方財源を確保するための国税で、個人市民税・県民税均等割と併せて課税（年税額1,000円）。